

千葉県心身障害者扶養年金条例施行規則（昭和45年4月1日規則第21号）

（年金の支給の請求）

第五条 条例第十条の規定による千葉県心身障害者扶養年金（以下「年金」という。）の支給を請求しようとする者は、年金支給請求書（別記第九号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 加入者の死亡により年金の支給を請求するときにあつては、死亡証明書（別記第十号様式）及び当該加入者の消除された住民票の写し
 - 二 加入者の重度障害により年金の支給を請求するときにあつては、知事が別に定める障害診断書及び当該加入者の住民票の写し
 - 三 心身障害者の住民票の写し
 - 四 年金管理者が指定されているときにあつては、当該年金管理者の住民票の写し
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、条例第十条の規定により年金を支給することを決定したときは年金支給決定通知書（別記第十二号様式）及び千葉県心身障害者扶養年金証書（別記第十三号様式）を、年金を支給しないことを決定したときは年金（加算額）不支給決定通知書（別記第十四号様式）を当該年金受給権者又は当該年金管理者に交付する。

（届出の義務等）

第十二条 条例第二十一条第一項から第四項までに規定する届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出して行わなければならない。

- 一 条例第二十一条第一項第一号若しくは第二号、第二項第二号又は第三項第一号の規定による届出 氏名・住所変更届出書（別記第二十四号様式）
 - 二 条例第二十一条第一項第三号、第二項第一号又は第三項第二号の規定による届出 死亡・重度障害届出書（別記第二十五号様式）
 - 三 条例第二十一条第一項第四号の規定による届出 年金管理者指定届出書（別記第二十六号様式）又は年金管理者指定取消届出書（別記第二十七号様式）
 - 四 条例第二十一条第三項第三号の規定による届出 年金支給停止事由発生・消滅届出書（別記第二十八号様式）
 - 五 条例第二十一条第四項の規定による届出 年金受給権者現況届出書（別記第二十九号様式）
- 2 前項第五号に規定する年金受給権者現況届出書は、毎年四月一日における現況を記載してその年の五月末日までに提出しなければならない。この場合において、条例第二十一条第二項第一号の事由が生じた時に加入者が住所を有していた市町村の区域外に年金受給権者が住所を有するときその他知事が別に定めるときは、当該年金受給権者の戸籍の抄本又は住民票の写しを当該年金受給権者現況届出書に添付しなければならない。